JR東日本エネルギー開発株式会社「由利大内ウィンドファーム風力発 電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成28年8月5日経済産業省

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、由利大内ウィンドファーム風力発電事業環境影響評価方法書について、JR東日本エネルギー開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所:秋田県由利本荘市

原動力の種類:風力(陸上)

出 力:最大50,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成27年 9月28日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成27年12月11日
経済産業大臣意見発出	平成27年12月18日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成28年 2月29日
住民意見の概要等受理	平成28年 4月28日
秋田県知事意見受理	平成28年 7月13日
経済産業大臣勧告発出	平成28年 8月 5日

問い合わせ先:電力安全課 長村、高須賀

電話:03-3501-1742(直通)

J R東日本エネルギー開発株式会社「由利大内ウィンドファーム風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 水質について

対象事業実施区域周辺の貝井田沢の上流には、水道水源地が存在することから、工事の実施に伴う水の濁りの影響について、適切に調査、予測及び評価すること。

2. 動物(鳥類)について

対象事業実施区域の周辺においては、クマタカの営巣等が確認されていることから、今後の現地調査においても継続的に注視して観察するとともに、事業の実施に伴う鳥類への影響について適切に予測及び評価すること。

3. 植物について

対象事業実施区域内には、ブナ等の二次林をはじめ植生自然度の高い森林が存在することから、十分な現地調査等により植生図を作成した上で、土地の改変による植物の生育環境への影響を適切に予測及び評価すること。